

令和6年第1回大仙市議会定例会会議録第5号

令和6年3月15日（金曜日）

議事日程第5号

令和6年3月15日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第 9号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第10号 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第12号 大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第13号 大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第14号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第21号 大仙市神岡市民センター条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第15号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第10 議案第16号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第17号 大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第12 議案第20号 大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 議案第22号 大仙市コスモス奨学基金条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 議案第18号 大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第15 議案第19号 大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第16 議案第23号 中里温泉改築事業(建築)工事請負契約の締結について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第17 議案第24号 中里温泉改築事業(機械設備)工事請負契約の締結について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第18 議案第25号 市道の路線の認定及び廃止について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第19 議案第26号 令和6年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第20 議案第27号 令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第21 議案第28号 令和5年度大仙市一般会計補正予算(第15号) (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第22 議案第29号 令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第23 議案第30号 令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第4号) (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 4 議案第 3 1 号 令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 5 議案第 3 2 号 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 3 3 号 令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 議案第 3 4 号 令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 議案第 3 5 号 令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 9 議案第 3 6 号 令和 5 年度大仙市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 0 議案第 3 7 号 令和 6 年度大仙市一般会計予算
（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 議案第 3 8 号 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 2 議案第 3 9 号 令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 3 議案第 4 0 号 令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 議案第 4 1 号 令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 5 議案第 4 2 号 令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 6 議案第 4 3 号 令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 7 議案第 4 4 号 令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 8 議案第 4 5 号 令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 3 9 議案第 4 6 号 令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 4 7 号 令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 4 8 号 令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 4 9 号 令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 5 0 号 令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 5 1 号 令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 5 2 号 令和 6 年度市立大曲病院事業会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 5 3 号 令和 6 年度大仙市上水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 5 4 号 令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 5 5 号 令和 6 年度大仙市下水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 陳情第 3 5 号 あきたこまち R についての陳情書
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 陳情第 3 7 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 陳情第 3 9 号 「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 議案第 5 6 号 監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 3 議案第 5 7 号 監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)

- 第 5 4 議案第 5 8 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 5 9 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 6 0 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 6 1 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 6 2 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 6 3 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 6 4 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 6 5 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 議案第 6 6 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 3 議案第 6 7 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 議案第 6 8 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 5 議案第 6 9 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 6 議案第 7 0 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 7 議案第 7 1 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 8 議案第 7 2 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)

- 第 6 9 議案第 7 3 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 0 議案第 7 4 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 1 議案第 7 5 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 2 議案第 7 6 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 3 議案第 7 7 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 4 議案第 7 8 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 5 議案第 7 9 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 6 議案第 8 0 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 7 議案第 8 1 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 8 議案第 8 2 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 9 議案第 8 3 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 0 議案第 8 4 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 1 議案第 8 5 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)

議 事 日 程 【第 5 号の 2】

- 第 1 議案第 8 6 号 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・討論・表決)

第 8 2 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（24人）

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴 美 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
10 番 佐 藤 芳 雄	11 番 橋 本 琢 史	12 番 小 笠 原 昌 作
13 番 小 松 栄 治	14 番 本 間 輝 男	15 番 佐 藤 育 男
16 番 山 谷 喜 元	17 番 石 塚 柏	18 番 高 橋 敏 英
19 番 橋 村 誠	20 番 渡 邊 秀 俊	21 番 金 谷 道 男
22 番 後 藤 健	23 番 鎌 田 正	24 番 古 谷 武 美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

18 番 高 橋 敏 英

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上 下 水 道 事 業 管 理 者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐 々 木 隆 幸
農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 信 田 浩
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局	長	齋藤秋彦	主	幹	佐藤和人
主	幹	佐々木孝子	主	査	藤澤正信
主	任	小山田竜司			

午前10時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおりにご報告させていただきます。

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第9号から日程第8、議案第21号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月7日及び8日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第9号「大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」及び議案第14号「大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件につきましては、当局の説明に対し、質疑・討

論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号「大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「会計年度任用職員への勤勉手当を支給するに当たり、その査定に係る人事評価の仕方はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「これまで、期末手当支給等に係る能力評価のみが対象であったが、これからは業績評価についても対象に追加されることとなる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号「大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「公共施設における自動販売機の使用料は、売上げ高に応じて徴収するものではなかったか。」との質疑があり、当局からは「その場合、本条例とはまた別に、行政財産の貸し付け料として、事業者との契約の上で徴収している。」との答弁がありました。

その他、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号「大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「危険空き家の解体補助金の制度中、自治会が実施した場合の補助金は今もあるのか。」との質疑があり、当局からは「現行制度として実施している。」との答弁がありました。

その他、質疑・討論はなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号「大仙市神岡市民センター条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「利用料金の設定について、教育委員会の所管する施設等との統一性は考慮しているのか。」との質疑があり、当局からは「今回、公民館等の利用料金とのすり合わせは行っていないが、今後、統一的なものができるかどうかを検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第21号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第9、議案第15号から日程第13、議案第22号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月7日及び8日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第15号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第20号「大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について」の2件は、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「インターネットを利用して公開する施設の重要事項とはどのようなものか。また、保育施設がそれぞれ個々に重要事項の情報を公開することになるのか。」との質疑があり、当局からは「施設の重要事項とは、利用定員や運営に関する内容についてであり、これらの情報については、各保育施設運営事業者のホームページ等で既に公開されているものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号「大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「市立大曲病院の職員定数を5名増やして70名にすることで診療報酬に影響はあるのか。また、病気休職により実際に働いている人数が少なくなった場合、診療報酬に影響はあるのか。」との質疑があり、当局からは、「職員定数を増やすことによって診療報酬は変わらないが、病気休職でも職員数に計算されているため、現行の定数では、代わりの方がすぐに採用できないので、診療報酬の減につながる可能性がある。現状の診療報酬を維持していくために職員定数を増やし、人員配置できるようにするものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は「原案のとおり可決すべきもの」と決した次第であります。

次に、議案第22号「大仙市コスモス奨学基金条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「寄附金を財源とした給付型奨学金制度も新たに設けるとのことだが、制度運用の将来的な見通しはどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「返済の必要のない給付型の奨学金に比べてほしいと毎年1,000万円の寄附の申し出をいただいている。寄附金を原資とした給付型の奨学金の制度設計に当たっては、奨学金を申請した学生が卒業までの期間、確実に奨学金が受け取れるように進めている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「これまで利用されてきた奨学金制度との併用はできるのか。」との質疑があり、当局からは「国による給付型奨学金制度及び市が行う貸与型奨学金制度との併用はできないが、その他団体による奨学金制度との併用は可能である。」との

答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第15号から議案第22号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第14、議案第18号から日程第20、議案第27号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月7日及び8日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第18号「大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第19号「大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第23号「中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について」、議案第24号

「中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について」、議案第25号「市道の路線の認定及び廃止について」、議案第26号「令和6年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて」及び議案第27号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」の7件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本7件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第18号から議案第27号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第21、議案第28号から日程第29、議案第36号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第28号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、総合防災課所管の消防団音楽隊管理運営費

の予算説明に対し、委員から「消防団音楽隊が夏用の制服を購入するとのことだが、補正ではなく、新年度当初予算に計上するのでは間に合わなかったのか。」との質疑があり、当局からは「制服は市販の物ではなく、製作に時間を要することなどから、補正させていただきたいものである。」との答弁がありました。

また、総合政策課のむすび・サポート事業費の予算説明に対し、委員から「結婚新生活支援事業の所得制限については、国の補助を活用した部分と、市の一般財源で対応する部分との２段階の制度としても良いのではないか。」との質疑があり、当局からは「あくまで国の制度に基づき実施している事業であるが、今後、他の自治体の状況・事例等について調査をしてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第３４号「令和５年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第２８号「令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１５号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、はじめに、社会福祉課所管の世代交流福祉施設管理費について、「玉川荘の解体後、同敷地内において下大戸町内会が町内会館を建設予定とのことだが、既存の町内会館があるのに、なぜ新たに町内会館を建設するのか。」との質疑があり、当局からは「平成２９年の大雨による水害の際、既存の町内会館に浸水被害があったため、

新しい町内会館の建設を考えていると伺っている。」との答弁がありました。

次に、子ども支援課所管の要支援児童保育対策事業費について、「保育支援員の処遇はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「保育支援員は、臨時職員または嘱託職員として採用し、給与は月額で支給していると伺っている。」との答弁がありました。

次に、施設管理課所管の学校施設改修事業費（小学校費）について、「神岡小学校校舎屋上防水改修事業について、財源が全額、一般財源となっているが、国の補助金等はなかったのか。」との質疑があり、当局からは「校舎屋上の防水改修事業は、国の補助事業の対象外となっており、市の一般財源で実施しなければならない状況である。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「人間ドックの受診率はどのように推移しているのか。」との質疑があり、当局からは「人間ドックの受診率は横ばいとなっている。保健事業である特定健診の受診率は伸びてきており、令和3年度で39.1パーセント、令和4年度で41.9パーセントとなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号「令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」及び議案第31号「令和5年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」の2件は、当局の補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号「令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「太陽光発電設備の耐用年数や交換の必要性をどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「太陽光パネルの耐用年数が20年から25年、キュービクルの耐用年数が15年となって

いる。パネル自体は契約期間である20年間は交換不要であるが、キュービクルの交換は必要となる。ただし、その交換については、リース契約の中で実施されることになっており、追加の費用が発生することはない。」との答弁がありました。

また、委員から「今後の事業の方向性をどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「新規に設置したものの買い取り価格は、今の相場では税抜約16円である。リース契約を継続する場合の買い取り価格は、契約更新時の相場になるため、赤字の見込みとなることから、現状では契約満了後は廃止の方向で考えている。太陽光パネルを設置している土地の利用については、再生可能エネルギーに関連した事業に活用することも検討したい。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第28号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、観光文化スポーツ部、用地対策課及び建築住宅課が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、農業振興課所管の低コスト技術等導入支援事業費（繰越明許費）について、委員から「2名の事業実施主体の事業内容がどちらも「可変施肥機能田植機（8条植）1台」と同じ事業内容になっているが、税込み事業費に約100万円の差がある。その理由は何か。また、それぞれの購入先はどこになるのか。」との質疑があり、当局からは「購入先は2台とも同じ「秋田クボタ」からの購入を予定している。1台は高性能田植

機である無人田植機、もう1台は有人で直進アシストの田植機であることから、事業費に約100万円の差がでていた。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）及び県営林道事業費（国補正予算分）について、委員から「それぞれの事業の起債は何を使っていて、充当率や交付税参入割合はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「どちらの事業も補正予算債で充当率は100パーセント。交付税算入率は50パーセントとなっている。」との答弁がありました。同じく、農林整備課所管の「農地等災害復旧事業費補助金」について、委員から「補正前の金額が3,375万4千円で、今回の補正でその約3分の1の1,123万8千円の減額補正となっている。3分の1が補助対象外となったのか、それとも、積算そのものに違いが出たのか。」との質疑があり、当局からは「9月補正予算要求時には101件の申請見込み件数であったが、そのうち25件については、多面的機能支払交付金事業や県の建設による復旧事業などにより、申請件数及び事業費が変動したことが減額理由となっている。」との答弁がありました。

次に、商工業振興課所管の「大綱サロン管理費」について、委員から「10月に工事着工するスケジュールを組んでいるようだが、実施設計業務委託も早めに発注し、工事費等の補正予算を6月定例会に上程し、早めに工事発注はできないのか。」との質疑があり、当局からは「余裕を持っての実実施設計と入契委員会にかけるための時間を考慮し、工事費等の補正予算は9月定例会に上程させていただきスケジュールを組ませていただいているが、できるだけ早めに実施できるよう検討する。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の除雪対策費について、委員から「今冬のように少雪の場合、補償も発生すると思う。補償の内容はどのようになっているのか。また、下請けや孫請け業者への補償の支払いも行っているのか。」との質疑があり、当局からは「固定費と待機補償の二通りの補償をしている。固定費は機械の維持管理に係る最低限の経費を前払いし、待機補償はある程度最初に支払い、その後実働とともに相殺している。契約書では下請けを認める旨の記載があり、その場合は下請けの届け出を求めているが、今冬は下請けの届け出はない状況である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号「令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員から「3,000万の減額補正だが、金額が大きい。要因は何か。」との質疑があり、当局からは「入札の結果の請負差額によるものが主な要因である。都市管理課の協力を仰ぎ、第1期工事の結果も含め、現場を勘案しながら設計書を作成した。競争原理が働いたことも考えられるが、都市管理課からは面積が5.7ヘクタールと広大であるため、掘削する深さをわずかに変更することで設計額に差が開くことは聞いていた。今後も設計の精度向上に努め、請負差額に大きな乖離が生じないように努力してまいりたい。」との答弁がありました。その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号「令和5年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号「令和5年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員から「統合する太田地域横沢地区と大町地区の接続率はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「横沢地区は82.1パーセント、大町地区は63.6パーセントとなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第28号から議案第36号までの9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本9件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) この際、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時36分 休 憩

.....

午前10時44分 再 開

○議長(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(古谷武美) 日程第30、議案第37号から日程第48、議案第55号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長(佐藤芳雄) ご報告いたします。

はじめに、議案第37号「令和6年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、所管課ごとに説明と質疑を行いましたので、その主な内容を報告します。

総務課の説明には「職員研修費について、もう少し予算をかけてもよいと思うが、業務上、必要となるような研修については、どこで予算を見ているのか。」との質疑があり、当局からは「県の自治研修所などで行われるものが大半であり、その分について費用はかからないものである。それ以外で、外部から講師を招くなど、必要な研修について、基本的には総務課で予算を計上しているものである。」との答弁がありました。

財産活用課の説明に関連しては「公共施設等総合管理計画の進捗状況はどうなっているか。」との質疑があり、当局からは「公共施設面積削減率について、令和8年度の目

標値が8パーセントであるのに対し、令和4年度末時点で3.4パーセントという状況である。」との答弁がありました。

広報広聴課の説明に関連しては「広報をより充実させるために、先進事例について視察等を行っているのか。」との質疑があり、当局からは「視察等を行っていないが、広報記事等を作成する上で、加盟している日本広報協会から提供される情報を参考としている。」との答弁がありました。

地域活動応援課の説明には「彩色千輪プロジェクトについては、より地域の特色を生かした事業を展開されたいと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「地域の主体性に基づき実施する事業であり、地域協議会をはじめ、活性化を担う地域の団体等と今後も協議をしてまいりたい。」との答弁がありました。

若者チャレンジ推進室の説明には「事業内容や実績のほか、相談に来られた方々の具体的な事例等を踏まえ、更なる情報発信が必要ではないか。」との質疑があり、当局からは「より多くの方々に、だいせんL a b oが備えている機能を認知していただき、活用してもらえよう、更なる周知、PRに力を入れてまいりたい。」との答弁がありました。

選挙管理委員会事務局の説明に関連しては「次年度予定されている選挙から、障がいのある方に対しての投票支援カードや、コミュニケーションボードの設置は想定しているのか。」との質疑があり、当局からは「利用されたい方がいるのを想定し、次年度予算に盛り込んでいる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号「令和6年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第51号「令和6年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件につきましては、関連があることから一括議題として扱いました。

当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第37号「令和6年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から、はじめに、生活環境課所管のゼロカーボンシティ推進事業費について、「EV・PHEV車購入補助金について、個人だけではなく企業を対象にできないのか。」との質疑があり、当局からは「企業向けの補助制度については、太陽光発電設備設置も含め、現在検討中である。」との答弁がありました。

次に、生活環境課所管のごみ収集関係費について、「プラスチックごみの分別・収集により、ごみ処理センターでの燃やせるごみの焼却量削減につながるが、これにより焼却効率が低下する懸念があり、生ごみが完全焼却できず、重油を増やして焼却することとなり、燃料費がかさんでしまうこととなる。ごみ分別・収集の次のステップとして、生ごみの分別・収集を始めるべきではないか。」との質疑があり、当局からは「プラスチックごみの分別・収集を進める中で、焼却費用がかさむ状況になるようであれば、生ごみの分別・収集も検討していかなければならないと考えている。まずは、プラスチックごみの分別・収集を推進していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、債権管理課所管の徴収事務費について、「新しく導入予定のSMS（ショートメッセージサービス）による納税催告について、導入によるメリットも分かるが、情報漏えいや大仙市になりすました詐欺などのデメリットが懸念されるが、その対策はどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「情報漏えいの対策として、ショートメッセージの中には個人情報を入れず、納期限が到来したことをお知らせする文面の通知を考えている。SMSの発信番号は、市の広報紙やホームページで周知し、なりすましの防止をしたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、社会福祉課所管の障がい者（児）補装具費支給費について、「成人軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業を開始するとのことだが、助成を受けるに当たっての留

意事項はあるのか。」との質疑があり、当局からは「申請に当たっては、医師の意見書を必須としている。医師の所見を基に補聴器販売業者が調整を行うことで、利用者が必要とする補聴器を購入できると考えている。申請手続き等については、市の広報紙等で広く周知してまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、子ども支援課所管の保育士確保推進事業費について、「保育士になるために県外の短期大学等に入学する学生も多いと聞く。市内保育施設に就職してもらえるようにPRができないものか。」との質疑があり、当局からは「新型コロナウイルス感染症流行前に実施していた保育士養成学校での募集活動の再開も含めて、保育施設運営法人と検討したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、教育指導課所管のキャリア教育推進「総合的な学力育成」事業費について、「情報モラルいじめ対策事業では、学校が県や警察等と連携を図り、インターネット上のいじめから子どもを守っていくとのことだが、どのような取り組みが行われているのか。」との質疑があり、当局からは「県からは、ネットパトロールの実施結果を情報提供いただいております、警察からは、情報モラルに関する出前講座の講師を各学校に派遣いただくなど、連携を図っている。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の八乙女交流センター管理費について、「これまでの指定管理料の算定では運営ができなくなってきたため、指定管理業者の頑張りを評価するような、モチベーションアップにつながる指定管理者制度の見直しを来年に向けて検討できないのか。」との質疑があり、当局からは「企業努力という部分を見ずに実績に基づいて算定することなく、本当に必要な部分を勘案し、指定管理業者となっただけの相手方とも協議をしながら指定管理料を積算してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、総合図書館所管の図書館管理及び運営費について、「車の運転免許証を返納された方など、図書館に直接本を借りに行けない方が本を借りられる仕組みは考えられないものか。」との質疑があり、当局からは「過去にボランティアの方の協力で、希望者の自宅へ本を届けていたことがある。図書館に来られない方で、本を借りたいという希望があれば、そういった方法を今後検討していかなければならないと考えている。」との答弁がありました。

次に、総合市民会館所管の大仙市音楽祭開催経費について、「令和5年度に実施していた中・高生への音楽クリニックが令和6年度になくなったのはどういう理由なのか。また、委託料が150万円ほど増額となっている理由は何か。」との質疑があり、当局

からは「吹奏楽連盟が行う音楽クリニックの機会が多数あるため、令和6年度は音楽クリニックを実施しない予定である。委託料の増額理由としては、ゲスト出演を予定していることやジョイントコンサート実施に伴うアレンジ料として、1曲につき5万円ぐらいかかることによるものである。」との答弁がありました。

また、討論においては、「行政システムの標準化や健康保険証の一体化をはじめとするマイナンバーカードとほかのサービスとの野放図なひも付け拡大は、民間企業への情報漏えいがこれまで以上に危惧されるため、本予算案のうち、基幹業務システム標準化移行経費とマイナンバーカード普及促進事業費は認められないことから、反対するものである。」との発言がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号「令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、当局からの内容説明に対して、委員から「国民健康保険事業費納付金について、毎年少ずつ金額が増えてきていたと思うが、令和6年度は前年度から減額となっている。市町村国民健康保険の県単位化以降、初めて減額となったのか。」との質疑があり、当局からは「令和3年度及び令和5年度にも前年度と比較して減額となっており、今回、初めて減額となったものではない。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号「令和6年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、当局からの内容説明に対して、委員から「保険料率は2年に1回の見直しとのことだが、令和6年及び7年はどのようになるのか。」との質疑があり、当局からは「見直しにより、均等割4万5,260円、所得割9.02パーセント、賦課限度額80万円となる。また、5割軽減の計算式内の29万円が29万5千円、2割軽減の計算式内の53万5千円が54万5千円となる。令和6年度は激変緩和措置が設けられている。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号「令和6年度大仙市学校給食事業特別会計予算」及び議案第44号「令和6年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」の2件は、当局からの内容説明を

了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「令和6年度大仙市奨学資金特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「毎年1千万円の寄附をしたいと申し出いただいている方は、どういった方なのか。」との質疑があり、当局からは「大仙市出身で、現在は県外在住の方である。寄附者本人からは、身元を明かさないでほしいとのお話をいただいていることから、これ以上の情報をお答えすることはできないため、ご理解いただきたい。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号「令和6年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「医業収益の悪化により、一般会計からの繰入金が増えている。このまま一般会計からの繰入金を増やしていくのかどうかについて、市の財政当局と腹を割って議論していくべきではないのか。」との質疑があり、当局からは、「年々繰入金が増えているため、いずれ市の財政担当と一緒に検討しなければならないと考えているが、市立大曲病院が市直営となった経緯もあるため、慎重に議論してまいりたい。」との答弁がありました。

また、別の委員から「ある医師に、大仙市において自殺者が少ないのは、心の悩みを相談できる市立大曲病院があるからだと言われた。市立大曲病院は、地域になくてはならない病院であるため、引き続き、病院経営の維持に努めてもらいたい。」との意見がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第37号「令和6年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、建築住宅課及び農業委員会の所管する予算の内容説明に対し、質疑はありませんでした。

次に、農業振興課所管の大豆産地化推進事業費について、委員から「大豆の品種改良に向け、秋田県では何か動きはあるのか。」との質疑に対し、当局からは「秋田県の奨励品種は「リュウホウ」の一品種のみ。農協などからは、同じ大豆の品種であれば混ざる心配がないため、単一品種で奨励していると聞いているが、県の奨励品種を増やさなければ、他の農家も作付けしていない状況であるため、機会を通じて話はしている。県からの回答は、「今のところそれを超えるものがまだ見つからない。」との回答をいただいている。暑さに強いものであるとか、今後、安定的で多収性のある新たな品種について、県や農研機構に引き続き、強く要望していく。」との答弁がありました。

同じく農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「新規メニューである農業用ドローン資格取得に対する支援について、対象者を経営面積が30ヘクタール以上でかつ農業法人に絞り込んだ理由と補助内容は上限5万円で当該年度2名までだが、1法人につき2名までという解釈でいいのか。また、個人でも受委託をしながらやっている方もいる。個人であっても対象としても良いのではないかと思うがいかがか。」との質疑に対し、当局からは「大規模農業法人等が今後の担い手の中心になると考えており、導入の効果の観点からも、受託面積を含め30ヘクタール以上の面積設定をした。受託面積の増加により防除作業の効率化が図られ、事業推進にもつながるとも考えている。また、一般的に免許取得には20万円ほどかかるようだが、金額にかかわらず一律5万円を交付し、補助金の申請が偏らないよう最低限必要な人数として、1申請者当たり、当該年度2名までとした。個人で実施している方については、実績を見た上で、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の鮭資源確保活用事業費について、委員から「令和6年度から始まる学校給食として提供されるサケのギョーザは、どこかに製造委託するのか。また、保存方法は冷凍保存なのか。」との質疑があり、当局からは「どこかに製造委託するの

ではなく、雄物川鮭増殖漁業生産組合から提供された切り身を市内卸業者が加工販売を行い、冷凍されたギョーザを市が購入するものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興課所管の資格取得応援事業費について、委員から「職業スキルアップ事業の負担率について、45歳未満は市が全額、45歳以上60歳未満は2分の1の負担となっているが、年齢はあまり関係ないように思う。45歳で区切った理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「同じ事業内に若者求職者資格取得補助金制度があり、45歳未満を対象としている。そちらと整合性を図った。令和6年2月末日時点のスキルアップ講座受講者数は、45歳未満が88人、45歳以上60歳未満が28人との実績もある。」との答弁がありました。

次に、企業立地推進課所管の企業誘致対策費について、委員から「企業専門監の廃止理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「マイナスな要因ではない。令和4年度から5年度にかけて新規開拓していただいた企業情報を基に、県の企業立地事務所へ派遣経験のある職員が在籍している強みを生かし、より強力に誘致活動を行う段階へ進んでいきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の花火伝統文化継承資料館管理費について、委員から「はなび・アムの隣地は、毎年300万円の賃料を支払っている。花火以外では利用していないのではないかと。月別で借りるとか、購入するとか、今後の見通しや計画はあるか。」との質疑があり、当局からは「利用率を高めるため様々なイベントをたびたび開催している。はなび・アム利用者からの要望が多い、飲食やお土産品の購入が可能な施設の用地として検討を進めていく。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の道の駅なかせん管理費について、委員から「道の駅なかせん内のレストランが閉店したと聞いた。閉めたままの状態が続けば、集客数の減少につながると思うが、今後の対応はどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「レストラン経営者から2月下旬をもって営業を終了する旨の連絡を受けている。これを踏まえ、現在、新たな運営者の募集に向けた現場見学を行っており、問い合わせも何件かあると聞いている。3月11日から応募が始まるが、利用者が多く訪れる「なかせん桜まつり」までには間に合わせたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、温泉施設対策室所管の「中里温泉改築事業費」について、委員から「施設については良いものができ上がると思うが、運営再開時に管理運営するスタッフが見つからないという事態になれば大変だと思う。運営再開時の従業員の確保や、施設をきちんと

管理できる技術を習得してもらうための従業員教育が大事だと思うが、今後の計画について伺う。」との質疑があり、当局からは「現在、中里温泉の従業員は17名いるが、全員と面談を行い、その多くが再び同温泉で勤務していただけることを確認している。休館中は、従業員の多くが市直営の「柵の湯」にて勤務することとしており、2名がリニューアルオープンに向けた準備事務と経理事務を行うこととしている。また、これを機に退職する方も数名いる。退職者の補充については、早期にハローワークを通じて募集するなど人材確保に努めていく。また、オープン前には接客や施設管理に関する従業員教育も行ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、文化財課所管の文化財保存活用経費について、委員から「重要文化財指定の佐藤家住宅について、予算が少ないと感じる。今後、どう管理・整備していく予定でいるのか。また、旧池田氏庭園の池田家のように住宅を別に持ち、市の文化財として管理する可能性はあるのか。」との質疑があり、当局からは「個人所有の住宅であり、今後については佐藤家の当主と相談している。補助金を活用して整備していくとなると、個別の保存活用計画が必要となってくるが、その場合は市で全面的にサポートしてまいりたい。また、直近の意向確認では、池田家とは違い、住んだまま活用していきたいという意向を伺っている。」との答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管の屋内体育施設管理費について、委員から「旧町村のスポーツ施設についても、利用者の思いを酌み、適切な管理をお願いしたい。」との要望があり、当局からは「施設によっては避難所となっているスポーツ施設もあることから、地元公民館や関係各課と協議を行い、総合的に判断してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の道路情報管理システム整備事業費について、委員から「このシステムは建設部のみならず庁内関係部署との共有は図られているのか。また、全庁的に利用していくような体制を整えるべきと考えるが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「職員ポータルから誰でも使用可能な状況にあり、建設部、上下水道局など必要とされる部署では活用している。今後は、議員ご指摘のとおり、庁内での活用について周知を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、用地対策課所管の国土調査事業費（補助分・単独分）について、委員から「国土調査の調査方法として、リモートセンシングデータを活用して実施するようだが、この「リモートセンシングデータを活用した調査」とは、どのようなものか。現地で地権

者による境界確認は不要なのか。」との質疑があり、当局からは「航空機等から地上にレーザーを照射し、地形や植栽等のデータを計測・採取するもので、そのデータから3Dモデルを作成し、公図や調査資料を重ねて筆界案を作成する。地権者同士の境界確認は現地に立つことはなく、公民館などの最寄りの公共施設において図面や境界確認をしていただいている。」との答弁がありました。

次に、都市管理課所管の公園維持管理費について委員から「前年度対比1,600万円ほどの予算減額となっているが、その理由は何か。また、農村公園管理について、今後どのように進めていくと考えているのか。」との質疑があり、当局からは「減額の理由は、令和5年度に事業費1,600万円ほどのフェンスの更新工事を行ったことによるもの。今後については、現在管理していただいている方々から、高齢化などの理由から管理できないなどの声が届けば、その都度協議し検討していく。また、公園施設の点検結果に基づき、優先順位をつけながら事業を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「令和6年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算」及び議案第43号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計予算」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号「令和6年度大仙市小水力発電事業特別会計予算」について、委員から「令和5年度の発電量はどのくらいか。また、上流の頭首工取水口の改修について受益者から修繕の要望は届いていないか。」との質疑があり、当局からは「令和6年2月までの発電量は2万5,965キロワットアワーであり、頭首工管理組合からの改修の要望は、今のところ届いていない。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号「令和6年度大仙市上水道事業会計予算」につきましては、当局からの内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号「令和6年度大仙市簡易水道事業会計予算」について、委員から「能登半島地震のような震災発生に備え、飲料水を確保するため、個人の井戸水、地下水等の水質検査をすることは可能か。」との質疑があり、当局からは「市内においても住民が組織している民間の水道がある。自分たちの井戸を使って実際に生活水として使用しており、簡易水道と同じように検査の規定がある。このような場合は震災の時にでも飲料水として使えるが、個人の井戸となると検査規定はないため、対応は難しいと思うが、防災対策として何かできないか総合防災課と協議していく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号「令和6年度大仙市下水道事業会計予算」について、委員から「上下水道局では、管路の情報データをどのように管理しているのか。また、他部署との共有は図られているのか。」との質疑があり、当局からは「水道の管路データは、他部署のシステムと互換性があり共有できる。また、下水道台帳は、道路河川課が保有する道路台帳と同一会社のシステムで共有できる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第37号、令和6年度大仙市一般会計予算案に反対の立場から討論をいたします。

本予算編成の基となります国の地方財政計画に示す自治体情報システムの標準化・共通化である基幹業務システム標準化移行経費とマイナンバーカード普及推進事業は認められないという立場からであります。

岸田内閣は、マイナンバー情報総点検実施のただ中に、昨年10月6日にデジタル行財政改革会議を閣議決定いたしました。

デジタル行財政改革会議は、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直しし、デジタルを最大限活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するとうたっておりますが、要は経済界の要望に基づいて国と地方等の持つ行政情報を円滑に利活用することを通じて、健康や医療、介護、子育て、教育、インフラ、モビリティ、防災など、あらゆる分野での成長戦略を展開しようとしているものであります。

岸田政権の2024年度のデジタル予算でも、正念場としてのデジタル基盤情報システムの整備に大きく重点を置いており、自治体には政令で定められた20の基幹業務について2025年度までガバメントクラウドに構築された標準準拠システムに移行するための予算を計上しております。

情報システムの標準化を巡っては、オプション機能が必要最小限度に抑制されること、契約価格に格差や財源不足が生じる心配があること、コスト削減ありきで独自施策を放棄する自治体が増える恐れがあること、標準化作業が一斉に行われるために、システム事業者の人材不足が起こり、需要過多による価格の引き上げが起こる恐れがあること、また、目標期限に無理に作業を合わせることにより、住民サービスが低下することなど、たくさんの問題が指摘されております。国の方針を無批判に受け入れるのではなく、住民や業務を担当する職員の意見を十分に反映させ、住民の要求に基づく独自施策を実施できる情報システムの整備が望まれます。

岸田内閣は、2023年度補正予算と2024年度予算でも、マイナンバーカードの普及・活用とマイナ保険証の推進に重点を置いております。

総務省は、23年12月末時点でのマイナンバーカードの保有者数が9,154万人、人口に対する割合が73パーセントと公表し、着実に交付が進んでいると言っております。しかし、高齢者や障がいを持つ国民にとっては、マイナンバーカードの取得が極め

て困難である事実が明らかになりました。

また、マイナ保険証によるオンライン資格確認は、わずか4パーセント程度にとどまっております。その理由は、メリットが乏しいこと、マイナ保険証に対する不信感が拭えないことにありますが、岸田政権は、現行の保険証の廃止に固執し、2023年度補正予算でもマイナ保険証の利用率で医療機関への補助金に差別と傾斜をするマイナ保険証利用促進のための医療機関への支援策を措置するなどして、マイナ保険証利用促進をこり押ししております。

マイナンバーカードを事実上義務づけるマイナ保険証化は中止し、現行保険証継続を強く求めるものであります。

住民サービスの向上につながるものであるならば、デジタル化そのものには反対するものではありません。しかし、今の岸田政権のデジタル化は、行政システムの標準化や健康保険証の一体化をはじめとするマイナンバーカードと行政サービスとの野放図なひも付け拡大を推進し、民間企業へ情報漏えいが、これまで以上に危惧されるとともに、大企業のもうけの材料になっているというふうにししか思えないのであります。

こうしたことから、本予算案には、保育園の無償化拡大や補聴器購入助成など高く評価できる内容もありますが、これまで述べた理由から反対するものであります。

以上です。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○8番（安達成年） 大地の会の安達成年です。私は議案第37号、令和6年度大仙市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和6年度の予算規模総額が464億円、前年度比3.8パーセント増、歴代3番目に多い予算となっております。これまで積み上げてきた財政調整基金の取り崩しによる編成ではあるものの、約束どおり30億の財政調整基金は確保されており、限られた財源を効率的にバランスよく配分されており、市民の負託に応える予算編成であるとも感じますし、財政の手腕には理解を示したいと思います。

歳入においては、一般財源、前年度比1.2パーセント増の3億5,000万円を見

込んでおりますが、市税には少し不安を残すところでもあります。

また、令和7年3月で合併特例債が終了することを鑑みても、今後の市債の償還には十二分に気を遣う必要があると思ってございます。ただし、年々着実に減少していることには一定の評価をいたします。特に減債基金の積み増しを図ることは非常に大事であり、最低でも市債の1パーセントの積み増しを図るとの財政当局の姿勢には大いに期待するところであり、財調よりも減債基金の大切さを認識していただき、今以上の積み増しをお願いいたします。

当初予算では、県内どの市を見ても大仙市以上に子育てに対して重点的に進めている市は、ほかにないくらいの施策が盛り込まれております。特に次年度は、少子化対策の司令塔となります子ども未来部を設置するとの意向でございまして、県内13市の中では秋田市と大仙市の二つであり、ほかの市には負けない非常に意気込みを感じるころでもあります。部を作ることが目的ではなく、様々な施策を今以上に実行することが必要と考えますので、大仙市の一丁目一番地としての役割を果たしていただきたいと思っております。

特に予算配分の約3割以上を占めます六つの重点施策には、昨年以上の期待を寄せるころでもありまして、市が目指す地域の隅々まで元気なまちの実現には、大いに期待するところであり、我々議会としても、その実現のためには労力を惜しまない所存でありますので、安心して進めていただきたいものだと思ってございます。

現在のデジタル化の推進については、確実に進めることを希望いたします。実際に、本日で確定申告も終了を迎えることとなります。マイナンバーカードの存在により、どれだけ便利に素早く確定申告が終了するのか、次世代の若い方々、Z世代というそうですけれども、様々な行政サービスをスマホ一つで完結し、便利さを実感しているのが事実であります。だからこそ、行政が進めるデジタル化につきましては、市民が安心してサービスを受けられる、さらには情報の漏えいなどがないような安全な管理、いわゆるこのセキュリティを構築することが今求められていることであり、それがかつ必要条件でございまして。そのことを心から願うものの一人として、見識ある対応を今後もしてまいりたいと考えます。

また、今後、少子化に伴う学校再編や教育現場の環境の整備についても、スピード感を持って取り組んでいかなければならないとも感じております。それぞれの地域との意見交換を大いに進めていただきたいと思っておりますし、私どもも地域の中でお互いに協力で

きるところは協力していきたいものだと思ってございます。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、市長の方針演説にもありましたが、住みよさを実感し、将来に希望が持てるまちの実現に向け、老松市長は、市民の皆様とともに作り上げてまいりますと力強く宣言されております。非常に頼もしく感じているところであり、今定例会においてのそれぞれの議員の一般質問、予算質疑における指摘事項においても、情勢に合わせた臨機応変な対応をお願いいたしますとともに、私たち議会の果たす役割は、ますます重大であるとも思いますし、市政を担う両輪として、老松市長のリーダーシップを私たちも陰から支えていくことをお伝えして、私は議案第37号、令和6年度一般会計予算案について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第37号、令和6年度大仙市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員は、そのままをお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者21人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第38号から議案第55号までの18件を一括して採決いたします。

本18件に対する委員長報告は原案可決であります。本18件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本18件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第49、陳情第35号から日程第51、陳情第39号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

陳情第35号「あきたこまちRについての陳情書」及び陳情第39号「『あきたこまち』の『あきたこまちR』への全面切り替え計画に関する陳情書」の2件につきましては、関連があることから一括で審査いたしました。

委員から「陳情の内容は、全面切り替えを強制的にやらないでほしいという内容になっている。3月4日の本会議で農林部長の答弁にもあったように、一部の取り引きに関しては従前のこまちも認められ、切り替えを強制するものではないため、陳情者の願意には沿いかねる。」との意見があり、採決の結果、本件を採択することに賛成する者はなく、本2件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第37号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、委員から「昨年も同じような内容の陳情が提出された。昨年は「最低賃金の大幅な引き上げを実現すること。」については、願意を妥当と認め、採択し意見書を国へ提出している。昨年と大きく状況も変化しておらないことから、趣旨採択すべきとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、6番秩父博樹議員。

（「はい、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。私は、陳情第35号、あきたこまちRについての陳情書及び陳情第39号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書について、反対の立場で討論をいたします。

4点申し上げます。

まず1点目に、これは陳情第35号の方ですけど、「これまでのあきたこまちは今後一切つくられなくなってしまう」とありますが、先ほどありましたように、これは違います。自家採種したり、他県から種子を買って、従来の「あきたこまち」を作付けすることはできますし、従来の「あきたこまち」であることを表示して販売することも可能です。

2点目に、周知についてですが、これについては、私自身もまだ十分とはいえないと感じております。今後も、生産者や消費者の方々に対しては、丁寧な説明と科学的知見に基づく正しい情報の発信により、周知と理解醸成に努める必要があります。報道機関・各社におきましても、さらなる正しい情報の発信をお願いしたいと思います。

3点目に、放射線育種の安全性についてですが、これは育成中の水稻や収穫後の米に直接放射線を照射しているものではなく、育種の最初の段階で1度だけ放射線を照射して突然変異を起こさせたものであり、その後、農業上有用な性質を持った個体を何世代も選抜しているので、新しい品種として登録されるまでには何年も経過しています。

したがって、米に放射線が残っていることはなく、自ら放射線を出すものでもありません。

自然界でも宇宙線や大気、大地などから、自然放射線で突然変異が発生しています。放射線育種は、このような自然放射線による影響と同じ種類の効果を放射線の照射によって短期間で得る手法で、米だけではなく野菜や果樹など様々な品目の育種でも既に使われています。この技術で育種された品種であり、従来の手法で開発された米と同様に安全なものです。

4点目に、全面切り替えの必要性についてですが、これまでも安全な米しか流通されていませんが、今のままでは、県内の多くの地域で、稲の穂が出てくる時期に長期間田んぼに水を入れ続ける必要があります。

また、海外の一部の国や地域で、さらに厳しいカドミウムの基準を設定している国もあることから、今後、そのような基準に合わせて国内基準が、より厳しくなったとして

も対応できるように、その前に「あきたこまちR」へ切り替えておく必要があります。

さらに、「東北一の米生産地である大仙市」という立ち位置からしても、今後、海外への販路拡大を視野に入れば、全面切り替えは必要な農業政策であると考えます。

加えて、海外ではヒ素の基準が決まっている場合もあり、ヒ素の吸収を抑えるには、カドミウムと逆で、田んぼを乾かす水管理が求められます。

このようなことから、米生産地として将来を見据え、海外のより厳しい基準にも対応した米を国内外の消費者に届けるためにも、県全域で「あきたこまちR」に切り替える必要があります。

また、「あきたこまちR」への切り替えについて、米の流通や販売に関わっている方たちからは、従来の「あきたこまち」よりカドミウムを吸収しないし、味も品質も変わらないから、「あきたこまちR」になっても問題ないといった声が多く、また、同じような品種が二つ流通することは混乱を招くとの声もあります。

最後に申し添えますが、現在、SNS等で、カドミウム低吸収品種「あきたこまちR」に関して、不安をあおる情報や県内農業者など個人に対して誹謗中傷^{ひぼう}と受け取れる発信が目立っています。特に、個人に対するインターネット上の誹謗中傷は、軽い気持ちであっても許されるものではなく、内容によっては名誉毀損罪^{きそん}や侮辱罪等の刑事事件に問われる場合があります。

「あきたこまちR」に関心の高い皆様方におかれましては、科学的知見に基づく正しい情報を基に、冷静な判断と行動をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

以上です。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は陳情第35号及び陳情第39号に賛成の立場から討論いたします。

陳情第35号は、あきたこまちRへの全面切り替え計画の延長を求めたものであります。そして、陳情第39号は、全面切り替え計画を見直しし、従来のあきたこまちな生産継続を求めたものであります。

あきたこまちRの導入と全面切り替えの方針が公表されて以降、県内外から県に対し6千件以上に及ぶ批判や意見が寄せられているとのことであります。

これだけの意見が寄せられるその原因は、あきたこまちR導入と全面切り替え方針の決定に至る過程で、生産者や消費者不在のまま進められてきたということにあると思います。

カドミウム汚染地帯はわずか3パーセントといわれておりますが、その中での全面切り替えがなぜ必要なのか。汚染のない土壌で作られている米のカドミウム濃度は、国際基準に照らしてどうなっているのか。これまでのカドミウム対策でさらなる低減が図られないのか。湛水管理^{たん}の負担が軽減されると同時に、ヒ素対策にもなるといいますが、ヒ素汚染土壌は調査されているのか。重イオンビーム照射による突然品種の安全性や安定性はどうか。こまちRはカドミウム吸収を著しく抑えられる一方で、米の本来持っているマンガン吸収機能も抑制されます。生産管理上や米の成分、品質に今後影響はないのか。それを食べ続けていくことによって人体への影響、そして農家の皆さんの生産上の負担、これらが無いのか。

遺伝子の異なる米は品種は明らかに異なると思いますが、販売ではこまちRとせず、こまちとする真の狙いは何なのか。

このような様々な問題について、情報提供もなく、公聴会など議論の場もなく、決定先にありきとして、後追いの根拠の薄い説明に終始しているのが実態ではないでしょうか。これでは全関係者からの理解、納得が得られているものとは思えません。

あきたこまちRは来年度からの作付け、流通が始まりますが、従来なあきたこまちを植えるという方々もおります。県の新たな登録品種となったあきたこまちRが予定どおり売れるものなのかどうか、不安を抱えている農家もいるのではないかと心配しております。

こうしたリスクを考慮しても、全面切り替え方針を延期や見直ししてほしいという陳情内容は当然のことであり、ぜひとも採択すべきものと考えております。

以上で討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、陳情第35号、あきたこまちRに

ついでに陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いしたいと思います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第 39 号、「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いをしたいと思います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第 37 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第 52、議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第 56 号の監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 6、議案書の 1 ページをご覧くださいと存じます。

代表監査委員であります武田哲也氏の任期が、来る令和 6 年 3 月 31 日をもって満了いたします。

本案は、伊藤^{じゅん}淳氏を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は4年であり、来る4月1日より就任させたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第53、議案第57号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第57号の監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

本案につきましても、佐藤^{とみよし}富佳氏を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申

上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第54、議案第58号から日程第81、議案第85号までの28件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第58号から議案第85号までの荒川財産区、峰吉川財産区、船岡財産区並びに淀川財産区の各財産区管理委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページから30ページまでをお願いいたします。

本28案は、荒川、峰吉川、船岡並びに淀川財産区管理会の財産区管理委員の任期が、来る令和6年5月18日をもって満了することに伴い、その後任として、議案記載のとおり委員を選任することにつきまして、大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本28件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本28件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第58号から議案第85号までの28件を一括して採決いたします。本28件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本28件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） この際、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午前11時57分 休 憩

.....
午後 0時05分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から、議案第86号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第86号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（古谷武美） これより議事日程第5号の2をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、議案第86号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長6番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○6番（秩父博樹） 議案第86号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

令和6年第1回大仙市議会定例会第1日に上程された大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定が本日の本会議において可決されました。これに伴い、大仙市議会委員会条例第2条第1項第2号に規定する教育厚生常任委員会の所管を、市民部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会事務局及び市立大曲病院とするものであります。

施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

何とぞ本提案のご趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） ただ今、議題となっております本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) 日程第82、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につきまして、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長(古谷武美) ここで、武田代表監査委員から発言の申し出がありますので、これを許します。武田代表監査委員。

【武田代表監査委員 登壇】

○代表監査委員(武田哲也) こうして議場の演題に立つのは最初にして最後ということでございますが、こうした機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、監査委員を仰せつかりましたのは令和2年4月からの4年間ございまして、この間は、ちょうど新型コロナウイルスのパンデミック、コロナ禍という期間であったというのが印象的であります。

何とか任期を、16日ほど残っておりますが、無事に終えることができますのは、市長はじめ市執行部の皆様、議会議員の皆様のご協力のおかげであり、心から御礼を申し上げます。

ご承知のとおり監査委員は、いわば市のモニタリング機関でございます。私が監査委員に着任する際に留意しましたことは、当たり前のことではありますけれども、市民サイドの目線に立って監査を行おうと思ったことであります。これには自分なりに二つの

意味合いがございました。一つは、自分自身についてであります。私の前歴は、行政を進める側の仕事が長かったということから、自分の志向や考え方に前歴によるバイアスがかかっているのではないかというふうに思ったからであります。また、もう一つは、市民サイドの目線というときの立ち位置の捉え方でございます。市民サイドの目線という言葉としては理解しやすいんですが、個々の市民の方々の目線を考えれば、人それぞれでございます。特定の視点にこれを集約するということはできません。とすれば、モニタリングの際には、できる限りいろいろな角度から物事を見る必要があるだろうということでありました。ただ、そうして留意、意識したことが、実際の監査結果に現れているのかと問われますと、少なからず不安であるというのが正直なところでございます。

この4年間、主に書面と担当課所からの説明を基に、市の施策事業、仕事を見させていただきました。市として多岐にわたる施策事業、仕事を、よく遂行しているというのが外観しての感想でございます。大仙市においてもいろいろな課題、将来、市や市民生活に影響を及ぼすような課題がいろいろあると思います。自治体として対応できる領域には限界がございますが、市執行部と市議会においては、そうした課題に今後も果敢に取り組んでいただきたいと思います。とっております。

結びになりますが、4年間大変お世話になりました。改めて、市長はじめ市執行部の皆様、市議会議員の皆様のご協力に感謝を申し上げまして、簡単ですが退任と御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

【武田代表監査委員 降壇】

○議長（古谷武美） 武田代表監査委員におかれましては、4年間にわたり本市の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業を管理され、市の発展に大きな成果を上げられました。ここにその功績とご苦勞に対しまして、議会を代表いたしまして感謝申し上げます。

長い間、どうもありがとうございました。

○議長（古谷武美） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（古谷武美） これにて令和6年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

午後 0時15分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

